

## ■ネット購入における注意事項について

- ① 領収書の提出が必要です。  
領収書には購入者氏名、販売者名、ヘルメットの購入金額、購入品（ヘルメット又は商品名）、購入日の記載が必要です。領収書に不足項目がある場合は、購入明細書等で補足してください。
- ② クレジットカード等（以下、電子決済を含むもの）による支払いの場合は、クレジットカード等の名義人がヘルメット購入補助金の申請者となります。ただし、クレジットカード等の名義人が申請者の夫婦及び同一世帯の家族に限り、補助金を申請ができるものとします。
- ③ コンビニエンスストアでの支払いによる購入の場合は、コンビニエンスストアでの領収書と購入明細書が必要となります。
- ④ 代引き支払いの場合は、送付された箱に添付されている領収書が必要となります。（領収書に不足項目がある場合）購入明細書等で補足してください。
- ⑤ 補助対象となる購入価格には送料、クーポン、ポイント等による値引きは含まれません。ヘルメット価格から送料等を差し引いた金額を補助対象経費（購入価格）とします。
- ⑥ 購入日は以下のものとします。
  - ・クレジットカード等の支払いの場合は、商品の発注日。
  - ・コンビニエンスストア支払いの場合は、コンビニエンスストアでの支払日。
  - ・代引きでの支払いの場合は、料金を支払った日。